

令和 6 年 3 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案

条 例 新 旧 対 照 表
【当初追加その2】

議案第45号

大東市手数料条例 新旧対照表

新		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区分	手数料の額	
17 介護保険法 (平成9年法律 第123号)に基 づくもの	介護保険法第79条第1項の規定に 基づく指定居宅介護支援事業者の指 定の申請 <u>(以下この項において「指定 居宅介護支援事業者の指定の申請」 という。)</u>	1件につき 30,000円
	介護保険法第79条の2第1項の規 定に基づく指定居宅介護支援事業者 の指定の更新の申請 <u>(以下この項に おいて「指定居宅介護支援事業者の 指定の更新の申請」という。)</u>	1件につき 10,000円
	介護保険法第115条の2第1項 に規定する指定介護予防支援事業者 の指定の申請 <u>(以下この項において 「指定介護予防支援事業者の指定の</u>	1件につき 30,000円

主要改正点

- ・ 指定居宅介護支援事業者の指定の申請及び指定介護予防支援事業者の指定の申請を同時に行う場合等における当該申請に係る手数料を追加したこと。

旧		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区分	手数料の額	
17 介護保険法 (平成9年法律 第123号)に基 づくもの	介護保険法第79条第1項の規定に 基づく指定居宅介護支援事業者の指 定の申請	1件につき 30,000円
	介護保険法第79条の2第1項の規 定に基づく指定居宅介護支援事業者 の指定の更新の申請	1件につき 10,000円
	介護保険法第115条の2第1項 に規定する指定介護予防支援事業者 の指定の申請	1件につき 30,000円

新

<u>申請」という。)</u>	
介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請 <u>(以下この項において「指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請」という。)</u>	1件につき 10,000円
(略)	(略)
指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合	1件につき 10,000円
<u>指定居宅介護支援事業者の指定の申請及び指定介護予防支援事業者の指定の申請を同時に行う場合</u>	<u>1件につき</u> <u>35,000円</u>
<u>指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合</u>	<u>1件につき</u> <u>10,000円</u>

備考 (略)

旧

介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請	1件につき 10,000円
(略)	(略)
指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合	1件につき 10,000円

備考 (略)

印刷物番号

5 - 9 3
